

県南地域で養豚業を営む申立人について、原発事故の風評被害によって、1年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことによる営業損害が賠償された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

第1条 和解金額

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1項 損害

損害項目	金額
1 営業損害	金459万4065円
合計	金459万4065円

2項 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年12月31日

第2条 支払金額

被申立人は、申立人に対し、前条第1項の合計金459万4065円の支払義務のあることを認める。

第3条 支払方法

（省略）

第4条 清算条項

第1条1項に掲げる損害項目（但し、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第5条 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月4日

（仲介委員 富永良朗）